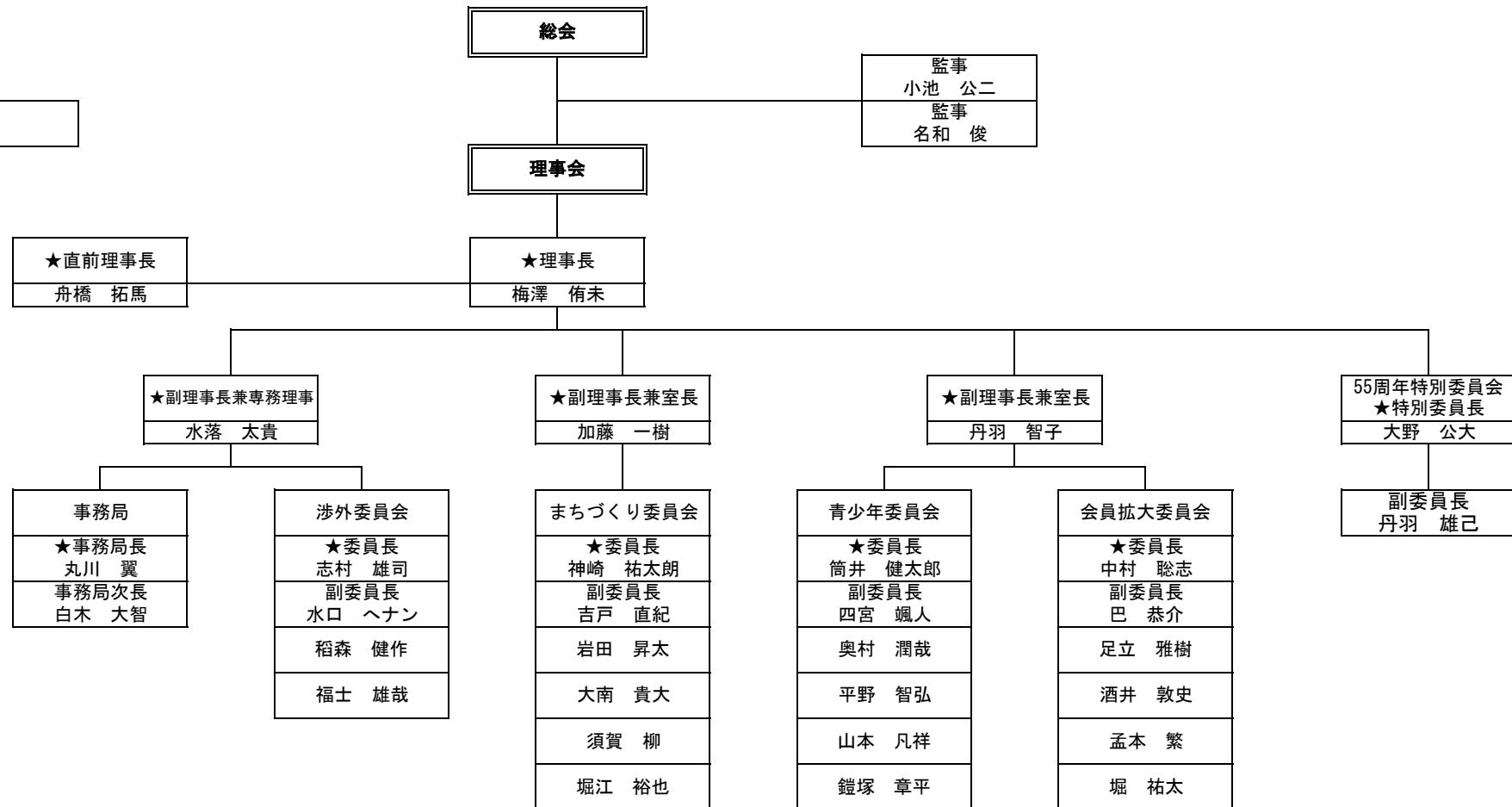


理事★11名



※事務局は（一社）小牧青年会議所運営規定第7条(1)総務委員会 (2)広報委員会の職務分掌及びその政策に関すること

※渉外委員会は（一社）小牧青年会議所運営規定第7条(10)渉外委員会の職務分掌及びその政策に関すること

※まちづくり委員会は（一社）小牧青年会議所運営規定第7条(7)社会開発委員会の職務分掌及びその政策に関すること

※青少年委員会は（一社）小牧青年会議所運営規定第7条(8)青少年開発委員会の職務分掌及びその政策に関すること

※会員拡大委員会は（一社）小牧青年会議所運営規定第7条(3)会員開発委員会 (4)会員交流委員会の職務分掌及びその政策に関すること

※55周年特別委員会は（一社）小牧青年会議所運営規定第6条2項に基づき設置する